

～家計に傘を、暮らしに晴れ間を～ 物価高騰対策として下水道使用料を減免します！

市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民・事業者の負担軽減を図るため、下水道使用料を減免します。

現在実施している水道基本料金の減免と今回の下水道使用料の減免を組み合わせることで、水道・下水道にかかる家計負担をより一層軽減し、物価高騰に対する重層的な支援を実現します。

下水道使用料減免事業費 2, 7 1 2 万 6 千 円

光熱水費の負担が大きくなる冬場のうち、令和9年1月検針分または2月検針分のうち1検針分（2か月分）の下水道使用料から、一律660円を減免します。

- 1 期 間 令和9年1月検針分または2月検針分のうち1検針分（2か月分）
- 2 対 象 市内公共下水道使用者 約37,000件
※公的機関を除く
- 3 減免額 1件あたり660円（1検針分・2か月分）
（毎月検針の場合、1検針分で330円・2検針分）
- 4 その他 申請は不要です。検針票で減免を確認できます。
- 5 市長のコメント

皆様の暮らしを足元から支えるべく、現在実施しております20か月間にわたる水道基本料金の減免に加え、下水道使用料を減免することといたしました。

市民の笑顔を守るために、これからも物価高騰に真正面から向き合い、手を緩めることなく全力で取り組んでまいります。

記 者 発 表 資 料

令和8年6月23日

上下水道部上下水道総務課

総務グループ

担当者／青山（主事）

電話番号／048-473-1299

志 木 市